

[第19分科会]

「任意整理の統一基準に心じない貸金業者に対し、あらゆる法的手段を駆使し徹底的に闘うことを確認する決議」

多重債務者の債務整理が行われるにあたっては、多重債務者本人にとって適切な手続きを選択できる保証がなされない限り、その目的である経済的再起更正を図ることはできない。そのためには、破産、民事再生手続に比較して、より法的、社会的な不利益を少なく抑えることができる方策としての、正当な残債務の額を確定し、かつ支払い可能な弁済案が合理的に和解という形で認められることによる解決の機会も、破産、民事再生と同様に保証されなければならない。

このような解決手段として、弁護士、司法書士が多重債務者を代理して和解交渉を行う任意整理の場面においては、貸金業者より取引履歴の全面開示を受け、利息制限法に基づき充当計算を行い、最終取引日における残元金額をもって残債務額として確定し、これについて将来利息を付すことなく残元本額のみ長期分割弁済を提案するということが実務上の慣習となっており、全国の単位弁護士会や司法書士会の統一基準ともなっている。

ところが、近時、多重債務者側から、この統一基準に沿った合理的な和解提案をしているにも関わらず、一部の貸金業者において、経過利息・将来利息・遅延損害金の回収に固執するなどし、和解に心じないばかりか、強行に貸金返還請求訴訟を提訴してくるというような状況が生じている。

このような一部の貸金業者の強硬手段に屈することとなれば、総債権者の公平を図ることはできないし、多くの場合は多重債務者が多重債務にあるが故に返済可能性を超えてしまい、他の多数の債権者にとってもおそらく望ましい結果ではない破産、民事再生という、より多重債務者にとって不利益が大きくなり得る手段を選択せざるを得ない状況に追い込まれることとなる。

そこで、我々は、裁判所における多重債務者救済のための和解手段である特定調停制度の利用も含めたあらゆる法的手段を駆使し、このような貸金業者の強行手段に徹底的に対抗して闘うとともに、そのための利用可能な既存の法制度の改善に向けて全力で努力することを決意する。

以上のとおり、決議する。

2010（平成22）年11月28日

第30回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会 第19分科会参加者一同